

こうほう 令和4年(2022年)3月31日号 NO.79

佐倉市の上下水道

発行

佐倉市
上下水道部住所
佐倉市海隣寺町97番地

●2面 … しっかりメンテナンス貯水槽水道 ●3面 … 令和4年度 水道事業・下水道事業会計予算・水質検査計画 ●4面 … 水道料金の改定及び適用について・新水道料金早見表

デザインマンホール設置場所及びマンホールカード配布中

道路や歩道の地下にある下水道は、環境を守り、衛生的な生活を送るための支えとなる施設です。

佐倉市上下水道部では、学校法人女子美術大学との連携事業の一環として、同大学の学生がデザインした、デザインマンホール蓋を昨年10月に作成し、市内6ヶ所に設置しました。併せて、今年1月15日から市立美術館でマンホールカードを無料で配布しています。

四季折々の花をデザインしたマンホールを見つけて、マンホールカードとともに佐倉の魅力と普段から使っている下水道の再発見をしてみませんか。

※デザインマンホールは、歩道などに設置してありますので、一般通行の妨げにならないようご注意ください。

デザインマンホール設置場所



- 1 佐倉城址公園 自由広場公衆トイレそば（駐車場あり）
・総武本線 JR 佐倉駅 北口 徒歩 25 分
・京成本線 京成佐倉駅 南口 徒歩 20 分
- 2 佐倉市民音楽ホール 正面玄関前歩道（駐車場あり）
・京成本線 京成臼井駅 南口 徒歩 5 分
- 3 イオンタウンユーカリが丘 交差点歩道（駐車場なし）
・京成本線 ユーカリが丘 北口 徒歩 10 分
- 4 京成電鉄志津駅 南口 交番前歩道（駐車場なし）
・京成本線 志津駅 南口 徒歩 0 分
- 5 JR 佐倉駅 南口 階段下歩道（駐車場なし）
・総武本線 佐倉駅 南口 徒歩 0 分
- 6 京成電鉄京成佐倉駅 北口 彫刻「駆けっ子」そば（駐車場なし）
・京成本線 京成佐倉駅 北口 徒歩 1 分

(注)「(駐車場なし)」の箇所については、近隣の民間駐車場をご利用ください。路上駐車はご遠慮ください。

マンホールカード配布

令和4年1月15日から、佐倉市のマンホールカードの配布を開始しました。

① マンホールカードとは

日本のマンホール蓋を楽しく伝えるとともに、下水道への理解・関心を深めるために、下水道広報プラットフォームが各自治体と発行しているカードです。

カードの記号やその地のデザインの由来を学びながらコレクションすることができます。

全国のマンホールカードの情報等については、下水道広報プラットフォーム(GKP)のホームページをご確認ください。

② 配布場所・配布時間

【配布場所】佐倉市立美術館 1 階 受付（佐倉市新町 210 番地）

※京成佐倉駅 南口より、徒歩 8 分
JR 佐倉駅 北口より、徒歩 20 分

【配布時間】午前 10 時～午後 5 時 30 分（入館は午後 5 時 30 分まで）

【休館日】月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/28～1/4）

【電話番号】043-485-7851

※美術館の駐車場は、現在閉鎖中です。

車でお越しの方は、閉鎖中の間、近隣の有料駐車場又は佐倉城址公園自由広場（徒歩 15 分程度）の無料駐車場をご利用ください。

③ 注意事項

- ・市立美術館にお越しいただいた方 1 名につきマンホールカード 1 枚、無料配布します。
- ・全国統一ルールのため、マンホールカードの郵送、予約は行っていません。
- ・マンホールカードの転売はご遠慮ください。
- ・在庫情報はホームページをご確認ください。



上下水道についての各種お問い合わせ

お引越しのシーズンです。上下水道の使用開始や中止の手続き、その他各種お問い合わせは、それぞれ下記の番号におかけください。

また、給水装置、排水設備の修理・改造等の工事は佐倉市指定の工事事業者以外ではできません。

上下水道に関わる総合案内

佐倉市上下水道総合案内センター

<平日>午前8時30分～午後5時15分

電話 485-1191

水道料金・下水道使用料のお問い合わせは

佐倉市上下水道お客様センター

<平日及び土曜日>午前8時30分～午後5時15分

電話 486-1555

休日・夜間の漏水や下水道のつまりなど

佐倉市上下水道漏水受付センター

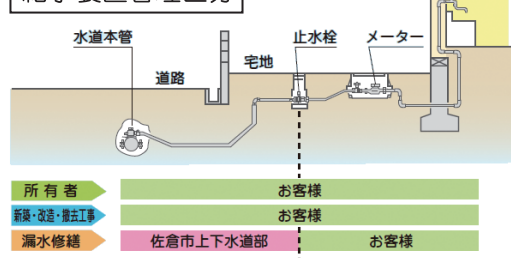
漏水は24時間受付

電話 485-8660

* 上下水道部へのご連絡は、佐倉市上下水道総合案内センターにて取次を行いますのでご了承ください。

【水道】

給水装置管理区分

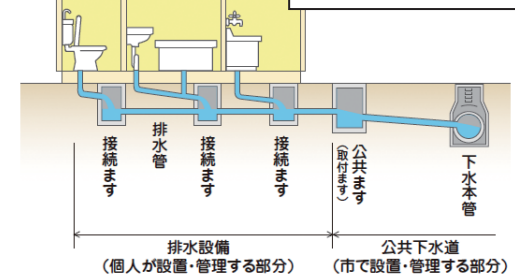


佐倉市指定給水
装置工事事業者一覧



【下水道】

排水設備の設置例 (分流式公共下水道)



佐倉市排水設備
指定工事事業者一覧



しっかりメンテナンス貯水槽水道

貯水槽（受水槽）を設置している場合には、清掃や点検が義務付けられている場合があります。
安心して水を使うために、しっかりと管理しましょう。

貯水槽水道とは

貯水槽水道とは、佐倉市上下水道部から供給される水だけを水源とし、その水をいったん貯水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給する設備の総称です。マンションなどの貯水槽から蛇口までの部分がこの「貯水槽水道」に該当します。

貯水槽水道は、その容量によってさらに区分されています。

貯水槽の容量が
10 立方メートルを超えるもの

簡易専用水道

貯水槽の容量が
10 立方メートル以下のもの

小規模貯水槽水道



いつでも安心して水を使うために

マンションなどで使用する貯水槽水道の管理責任は設置者にあります。

設置者とは、建物の所有者や所有者から管理を任された管理会社などのことです。

また、水質についても、貯水槽に入るまでの水質は佐倉市上下水道部が管理していますが、**貯水槽から各自のお宅の蛇口までは、設置者が責任をもって管理することとなっています。**（水道法第34条の2及び佐倉市給水条例第41条の3）

「安全な おいしい 水道水」でも、日頃の管理を怠ると事故につながることもありますので、正しい管理を行ってください。

設置者の役割

●「簡易専用水道」の管理

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行う。
- (2) 貯水槽の点検、水質の管理を行う。
- (3) 供給している水が人の健康を害する恐れがあることを知った時は、直ちに給水を停止し、利用者、関係者に周知する。

●「簡易専用水道」の検査

厚生労働大臣登録水質検査機関（下記参照）の検査を、毎年1回以上定期的に受検する。

●「小規模貯水槽水道」の管理

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行う。
- (2) 貯水槽の点検、水質の管理を行う。
など、「簡易専用水道」に準じた管理を行う。

※「小規模貯水槽水道」の検査

上記の簡易専用水道と同様に、厚生労働大臣登録水質検査機関の検査も、できるだけ受検してください。



点検及び清掃事業者について

●「簡易専用水道」等の検査

- 検査機関一覧は厚生労働省水道水質情報の水質検査機関登録簿からご覧になれます。
- 千葉県登録の「建築物飲料水貯水槽清掃業」を参考にしてください。

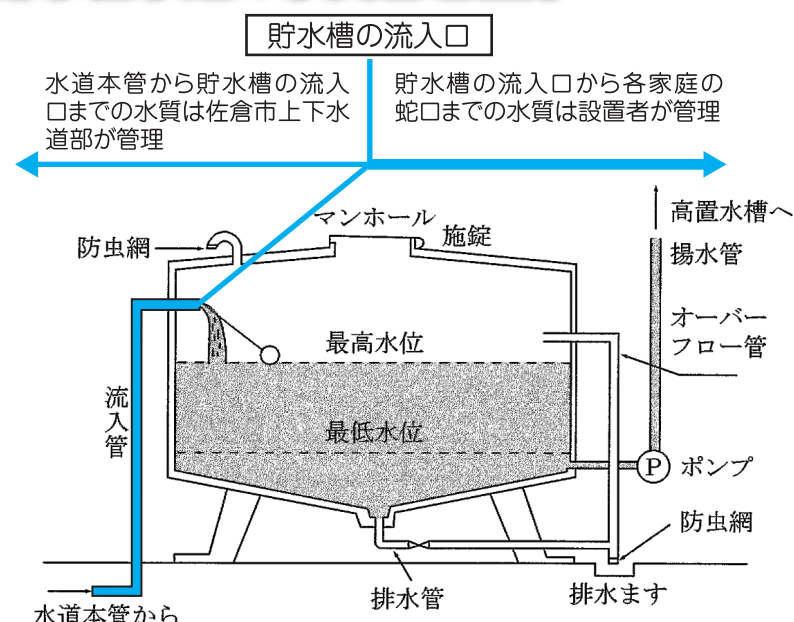


注1 登録業者以外の貯水槽清掃を禁止するものではありません。

注2 料金等は業者ごとに異なりますので、直接問い合わせてください。

お問い合わせ 生活環境課 484-6098

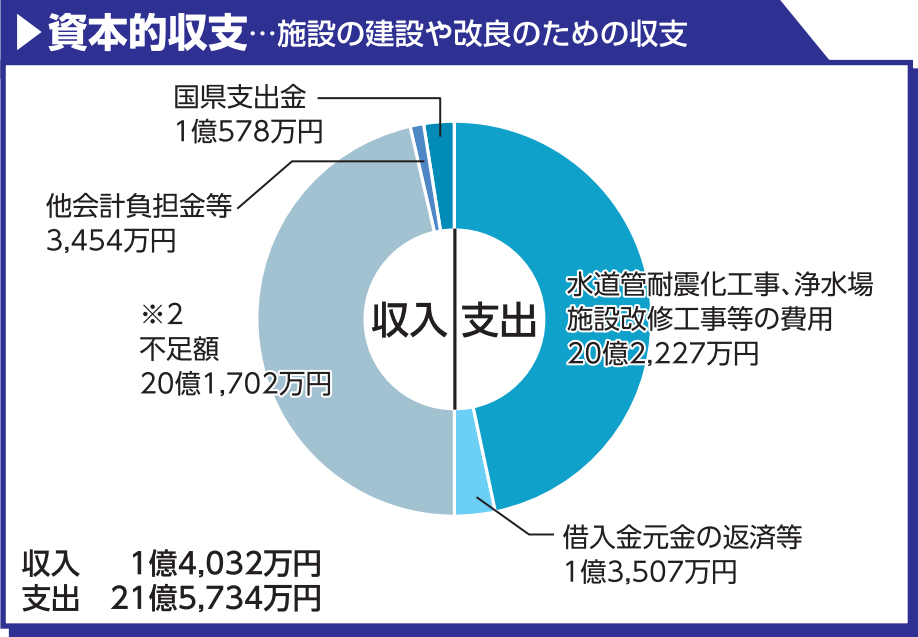
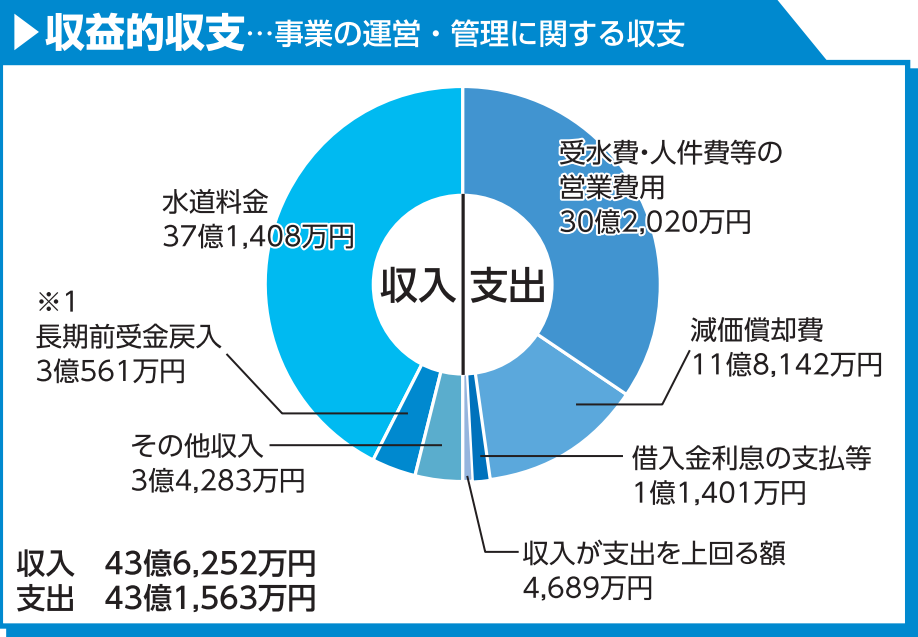
貯水槽水道の水質管理区分



令和4年度 水道事業・下水道事業会計予算について

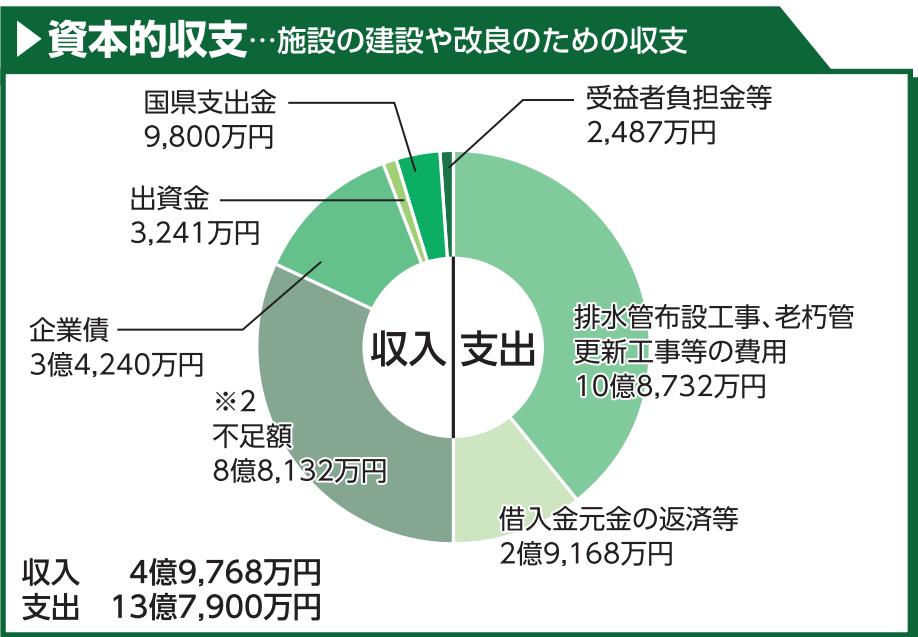
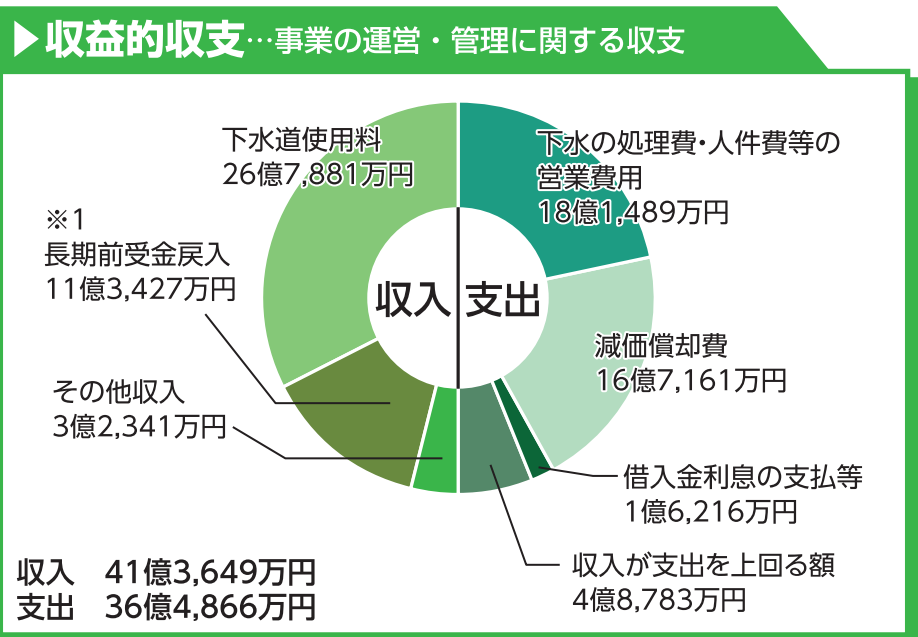
令和4年度 水道事業 予算の概要 (税込)

安心で安全な水を安定的にお客様に供給し、健全経営の維持に努めます。老朽化した施設の更新や耐震化を中心に事業を進めます。



令和4年度 下水道事業 予算の概要 (税込)

大雨などによる浸水被害を軽減するため雨水排水施設の整備を行うほか、老朽化した公共下水道管の更新や中継ポンプ場などの下水道施設の改修を進めます。



※ 1 長期前受金戻入は、補助金や寄贈により取得した水道（又は下水道）管等を収益として計上していくものです。
※ 2 不足額は、損益勘定留保資金（施設の建設や更新のために用意している現金）などで補います。
なお、損益勘定留保資金を含む現金預金残高は、令和3年度末で水道事業は約35.3億円、下水道事業は約23.1億円の見込みです。

令和4年度水質検査計画を策定しました

1. はじめに
佐倉市上下水道部では、市民の皆様が安心して水道水をご利用いただけるよう、水道法に基づいた水質検査を実施しております。
令和4年度の水質検査計画を策定いたしましたので、その概要についてお知らせいたします。

2. 浄水（給水栓）の水質検査計画
採水地点及び頻度
・市内3か所の給水栓・・・年12回
・市内9か所の給水栓・・・年4回
※色、濁り、残留塩素等を市内3か所の自動給水検査装置で毎日24時間、測定します。

3. 原水（地下水）の水質検査計画
採水地点及び頻度
・3浄水場の原水（地下水）・・・年12回
・市内32か所の水源（井戸）・・・年4回

4. 臨時の水質検査
水源等で著しい水質の変化があり、給水栓で水質基準を超える恐れがある場合には、必要に応じて水源や浄水場、給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表
水質検査計画の詳細については、上下水道部ホームページ、又は、市政資料室にある「佐倉市上下水道部 令和4年度水質検査計画」をご覧ください。

水質検査の結果については、上下水道部ホームページで公表いたします。



水道料金の改定及び適用について（日割り）

令和3年10月15日発行の「水道料金改定臨時号 広報」にてすでにお知らせしておりますとおり、水道管の耐震化対策や老朽施設更新等の課題に対応し、持続可能な水道事業を構築するため、令和4年4月1日より水道料金を改定いたします。

上下水道料金については、2か月に一度の検針を行い、皆様にお支払いいただいておりますが、令和4年4月1日以降の検針分から新料金を適用いたします。ご使用期間がこの日をまたぐ場合は、新旧料金による日割り計算を行います。

【日割り計算の例（2ヵ月分）】

前回検針日が令和4年2月10日、今回検針日が令和4年4月10日で、使用水量が40m³の場合

前回検針日 2月10日	改訂日 4月1日	今回検針日 4月10日
← 口径20mm・使用日数(59日)・使用水量(40m ³) →		
旧料金(49日)		新料金(10日)
基本料金 1,090円×2ヵ月=2,180円		基本料金 1,168円×2ヵ月=2,336円
従量料金 ①料金区分 80円×10m ³ ×2ヵ月=1,600円 ②料金区分 130円×10m ³ ×2ヵ月=2,600円 計 6,380円		従量料金 ① 88円×10m ³ ×2ヵ月=1,760円 ② 138円×10m ³ ×2ヵ月=2,760円 計 6,856円
6,380円×49日÷59日=5,298円 (円未満切捨て)		6,856円×10日÷59日=1,162円 (円未満切捨て)
旧料金 新料金 消費税率 料金 (5,298円 + 1,162円) × 1.1 = 7,106円 (円未満切捨て)		

新水道料金早見表（2ヵ月あたり：税込み）

※基本料金＋従量料金

口径 13mm

使用水量	現行料金	改定料金	差 額
0 m ³	1,144円	1,225円	81円
1 m ³	1,232円	1,322円	90円
2 m ³	1,320円	1,419円	99円
3 m ³	1,408円	1,515円	107円
4 m ³	1,496円	1,612円	116円
5 m ³	1,584円	1,709円	125円
6 m ³	1,672円	1,806円	134円
7 m ³	1,760円	1,903円	143円
8 m ³	1,848円	1,999円	151円
9 m ³	1,936円	2,096円	160円
10 m ³	2,024円	2,193円	169円
11 m ³	2,112円	2,290円	178円
12 m ³	2,200円	2,387円	187円
13 m ³	2,288円	2,483円	195円
14 m ³	2,376円	2,580円	204円
15 m ³	2,464円	2,677円	213円
16 m ³	2,552円	2,774円	222円
17 m ³	2,640円	2,871円	231円
18 m ³	2,728円	2,967円	239円
19 m ³	2,816円	3,064円	248円
20 m ³	2,904円	3,161円	257円
25 m ³	3,619円	3,920円	301円
30 m ³	4,334円	4,679円	345円
35 m ³	5,049円	5,438円	389円
40 m ³	5,764円	6,197円	433円
45 m ³	6,754円	7,187円	433円
50 m ³	7,744円	8,177円	433円
55 m ³	8,734円	9,167円	433円
60 m ³	9,724円	10,157円	433円
65 m ³	10,989円	11,422円	433円
70 m ³	12,254円	12,687円	433円
75 m ³	13,519円	13,952円	433円
80 m ³	14,784円	15,217円	433円
85 m ³	16,049円	16,482円	433円
90 m ³	17,314円	17,747円	433円
95 m ³	18,579円	19,012円	433円
100 m ³	19,844円	20,277円	433円

口径 20mm

使用水量	現行料金	改定料金	差 額
0 m ³	2,398円	2,569円	171円
1 m ³	2,486円	2,666円	180円
2 m ³	2,574円	2,763円	189円
3 m ³	2,662円	2,860円	198円
4 m ³	2,750円	2,956円	206円
5 m ³	2,838円	3,053円	215円
6 m ³	2,926円	3,150円	224円
7 m ³	3,014円	3,247円	233円
8 m ³	3,102円	3,344円	242円
9 m ³	3,190円	3,440円	250円
10 m ³	3,278円	3,537円	259円
11 m ³	3,366円	3,634円	268円
12 m ³	3,454円	3,731円	277円
13 m ³	3,542円	3,828円	286円
14 m ³	3,630円	3,924円	294円
15 m ³	3,718円	4,021円	303円
16 m ³	3,806円	4,118円	312円
17 m ³	3,894円	4,215円	321円
18 m ³	3,982円	4,312円	330円
19 m ³	4,070円	4,408円	338円
20 m ³	4,158円	4,505円	347円
25 m ³	4,873円	5,264円	391円
30 m ³	5,588円	6,023円	435円
35 m ³	6,303円	6,782円	479円
40 m ³	7,018円	7,541円	523円
45 m ³	8,008円	8,531円	523円
50 m ³	8,998円	9,521円	523円
55 m ³	9,988円	10,511円	523円
60 m ³	10,978円	11,501円	523円
65 m ³	12,243円	12,766円	523円
70 m ³	13,508円	14,031円	523円
75 m ³	14,773円	15,296円	523円
80 m ³	16,038円	16,561円	523円
85 m ³	17,303円	17,826円	523円
90 m ³	18,568円	19,091円	523円
95 m ³	19,833円	20,356円	523円
100 m ³	21,098円	21,621円	523円

※紙面の都合上、一般家庭用に多く使われている「口径13mm」及び「口径20mm」の早見表を掲載しております。また、使用水量20m³以上は、5m³ごとの表示としております。
※口径は、検針票（上下水道使用量のお知らせ）でご確認ください。
※令和3年10月15日号にも新水道料金早見表を掲載しておりますが、口径20mmで水量0m³時の「改定料金」と「差額」の金額が訂正となっておりますのでご注意ください。

●上下水道部へのお問い合わせは

電話番号：043-485-1191（佐倉市上下水道総合案内センター）

FAX 番号：043-485-1194

E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp